

令和7年度第3回伊豆の国市特別職報酬等審議会 議事録

日 時 令和7年10月30日（木）午後2時から午後3時まで

場 所 伊豆の国市役所長岡庁舎3階第5会議室

出席者 委 員）土屋会長、尾沢委員、鈴木委員、山田委員、浅井委員、榊原委員、武田委員

事務局）原総務部長、総務課秋山課長

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について

－ 事務局から資料13に基づき説明 －

会 長）結論については全会一致ということにしたいと思うが、まずは、どちらの案が良いと思うのかということと、その理由について、個々に伺っていきたい。また、答申の文章について気になる点があれば併せてお願いする。

委 員）前回の終わりに物価変動をどのように考えるかという話があったと思う。長期的に見ると、という観点が正しいのか分からないが、おそらく物価変動したから給料・報酬を上げるということを今回しなかった場合、また何年後かに市民の理解が得られたから上げた方が良いのではないかという話が出てきてしまうと思う。したがって、今回据え置きとした場合には、この審議会を今後4年の間に1回開催するということが必要かなと思うが、上げた場合にはその必要はないのではないかなと思う。4年に1回の定期的な開催とする中で、その間にこのような物価変動が起こるのかということで、どうなのかということが一つ。また、ここで1回上げた場合、またすぐにこれ以上上げてくれということはおそらく言わないと思うので、当面様子を見るということで良いのではないかなと思っている。論理的に言うとやはり物価変動のところを全く考慮しないというわけにはいかないと思うので、一定程度考慮する。ただし、やはり市の財政力の問題があるので、それを踏まえるとこれくらいが限界ではないかというような歯止めの意見を出すということで、私は引き上げの方が良いのかなと思っている。

- 委員) 私も同じで、物価が上がって私たちも大変な生活をしているが、それは三役も議員も同じだと思う。したがって、一旦引き上げたらどうかと思っている。
- 委員) 私はいずれも据え置きが適当と考えている。今回引き上げることとした場合、どれだけその理由を積み上げられるかということだと思うが、これまでの議論で出ているのは、消費者物価指数、社会経済情勢のことがあるから上げるという方向である。ただし、市の財政力を見た場合に、社会経済情勢の方をもって上げるという方向性がそこまで強く打ち出せるかという、私はそうではないと考えたので、いずれも据え置きという意見である。
- 委員) 据え置き案に賛成である。全国の報酬等審議会の議事録を読み込んだところ、どの自治体も財政力とかいろいろなことが書かれているが、なかなか判断ができないということを感じた。原点に立ち返ると、財政力もそうではあるが、この審議会の報酬についても税金が使われているということから、やはり大きなウェートを占めているのは市民の理解であって、上げるとした場合には理解が得られないのではないかと考えている。給料をもらっている人たちは、その5割を税金で取られると言われているような世の中で、現状では、市民の理解は得られないのではないかと思う。
- 委員) 何年も上がっていない状況なので、ここで1回上げて良いと思う。10数年の長い間据え置きのままだったということで、ここで1回上げることで納得するのではないか。
- 委員) 私も引き上げの方を選ぶ。答申に記載されている理由を見ると、据え置き、引き上げのいずれも納得できるので少し迷うところはあるが、議員定数のことも附帯意見に入れてあるということは大きいので、引き上げが良いかなと思った。
- 会長) 据え置きが2人、引き上げが4人ということだった。私も、三役については、やはり17年間近く上がっていないということを考えると、引き上げなければならないかというように思う。議員については、現状の定数のまま引き上げると非常に微妙なところだが、結果として17年間据え置きだったことを考えれば上げなければいけないかなと思う。それから、この前新聞か何かで、どこかの市でも20年間くらい上げていないということで、それは少しおかしいというようなことも書いてあった。そのようなことから、三役の給料と議員の報酬を合わせても市の予算に与える影響は200万円くらいということであれば、私は引き上げでやむを得ないかなと思う。

- 委員) 全会一致に向けてということでもう少し議論を深められたらと思う。
おそらく今後もこの審議会は開催されると思うが、では、どのような場合に上げるのかというところで、例えば職務内容が変われば、その対価性というところが変わるのでその事由になるだろうと。大きいところはそこで、そうではない場合に、例えば市の財政が悪化しているとか、物価が変動しているとか、そういう事情を考慮して考えるというようなことかなと思っている。そうなったときに、別にどちらの意見が良いとか悪いとかということではないが、論理として、物価がある程度上がっているということを踏まえると、今回据え置きにした場合に、では物価がどれくらい上がれば報酬も上がるのかというような議論がまた出てきてしまうと思う。したがって、そこの整理をしておいた方が良いのかなと思っている、例えば引き上げないとしたときに、今後は4年に1回開催すべきという意見を出すと思うが、4年後に物価がどのくらい上がっていたら報酬もこのくらい上げたら方が良いとか、若しくはそのときの市の財政の問題もあるので、その辺りは感覚だけでも共有しておいた方が良くかなと思う。
- 委員) 物価を結びつけるということは非常に難しい話で、正直なところ自分は関係ないと思っている。しかし、世の中がそういうように言っているのであればそういう話になるが、全国の様々な審議会の議事録を見ても、物価はあまり重要視されていない。最終的には、やはり市民の理解という部分がかなりのウェートを占めるのではないかな。周りの人に聞くと、市の財政の細かいことは分からなくても、市民はこんなに苦労しているのに上げるのかとなってしまう、やはり税金から賄われているので。そのようなことから、市民の意見を反映させた方が良いのではないかなと思っている。会長がおっしゃったように、三役だけ上げて議員報酬は据え置きというのはどうかと思うが、逆に議員は報酬ではなく、それだけ活動していると言うのであれば政務活動費を上げるということも考えられる。ただし、それはこの審議会でも議論することではないということであったので、そうすると税金から賄われているということしかない。引き上げた場合の負担が毎年200万円と言いつつも、今後、毎年負担していかなければならないということを考えると、据え置きという判断しかなかった。
- 会長) もともと三役と議員は職務内容が違う。それを同じテーブルに乗せていること自体が非常に難しいということもある。
- 委員) 前回引き下げた平成22年というのは、リーマンショックとかで景気が低迷してしまっていて、現在とは経済状況が違う。据え置きとした場

合、そのことは問われると思う。そのときに、経済は改善されているからこれくらいは引き上げても良いと考えられるけど、市の財政上の問題があるし自主財源も少ないのでこの額が限度であるという考え方があるとしっくりくると思う。今回据え置きでも構わないけど、次回また同じ議論になる。

委 員) 次回は、議員定数を減らすのかどうかについて結論が出ているのではないか。

委 員) 議員定数の削減については他市の状況も少し聞いた。かなり活発な議論をしたようで、例えば定年を設けたりという意見も出たようだが、結果としては定数を減らしてその分を引き上げたということだった。

委 員) おそらく他の市町村でも現在この審議会を進めているところがあるはずで、伊豆の国市が何もせずして、財政力とかが違うほかのところはすごく上げたみたいな話になるのは嫌だなという感じ。

委 員) 例えば三役を上げて議員は据え置きとした場合、市は三役を上げることにするのか。それとも、議員が据え置きであるなら我々三役も上げられないということになるのか。

事 務 局) 最終的にどのような判断をするのかは市長、副市長との協議になるが、基本的にはこの審議会の答申の結果を十分踏まえることが一般的な考え方であると思う。事務方とすると、仮に三役は上げて議員は据え置きという答申がなされた場合には、議員報酬の関係はそうにお知らせして、三役は答申に基づき考慮したという考え方を準備する。ただし、政策的、政治的な判断で考えを変えるのかは分からない。一方、そうであった場合、そもそもなぜ諮問したのかという話になるし、皆さんにこれだけの時間を費やして議論していただいているということもあるので、そういった意味でも答申の内容を最大限尊重することになるのではないかということである。

委 員) 上げるとしても、市民は苦しんでいるのだから、特別職の立場として市民の生活が良くなるように尽力すべきであるというような意見も書いたらどうか。

委 員) 他の自治体の審議会でそのような意見も出ていた。

委 員) 上げる要素が職務性の対価ということだけであれば、おそらくこの先ずっと上がらない、変わらないと思う。物価変動はどこでも給与が変わってくると思うので、それを排除することはできないのではないかと私は思う。ただし、議会が言っている 1.14 倍というのは何を言っているか分からないという感じだが。

会 長) 議員の引き上げで言うと今の金額で 1、2 % 程度であって、それが 14

%上げるとなるとそれは違うという話になる。また、先ほどあったように、市民の理解ということを言葉として答申に載せた方が良いと思う。

委員) 市民の理解も必要だが、市民のために活動するということも必要ではないか。

委員) 議員がとても頑張っていて伊豆の国市にいろいろなものをもたらしているというのであれば、1万円くらい上げるべきではないかという気持ちになるのであろうけど、そういう雰囲気ではなさそうなところがあるのでどうなのかという感じだと思う。ただし、報酬の対価と諸事情を考慮したときに、物価変動を一切考慮しないということが考え方として妥当なのかと思う。以前1回下がっていて、そのときよりも事情は緩和されているにも関わらず上がらないということにも違和感があると感じている。上げないのであれば、どういう事情があれば上げるのかということは明確にしておいた方が良いと思っていて、答申の中で、例えば市の財政状況が良くなれば上げる見込みもある、とか。そうすれば、そういうタイミングでまた考えようという感じになると思う。上げないとすればそこを明らかにしておいた方が良いと思うのは、審議会が客観的な要素で議論できていないのではないかと、市民の理解とは何なのかと問われると、そこが弱くなってしまうので。

委員) 議員が一番市民の声を聞いているはずではあるが。この前、報酬のことでアンケートも取っている。

委員) アンケートの結果はどうだったのか。

事務局) 現段階では事務局で把握していない。

委員) 前回の審議会で議会事務局長はそのことを言っていなかった。

委員) 前回の審議会後に行ったものである。

委員) アンケートの結果から市民の理解ということで判断材料が出てきて、条例の議決権が議会にある中で、市民の理解が得られるのでこれくらい上げるべきであるというような方向性になってしまうのは嫌だなというところがある。

会長) そこまで考えても、最終的には議会が決める話なので、我々としては、この程度が市民の理解としては限度であるというような言葉を入れて、それでもそれ以上に報酬を上げるのであれば、それは本来議会が決定することであるからやむを得ない。

委員) 改定時期が1月1日からとあるが、12月定例会での審議となるのか。

事務局) 今後の流れは、仮に本日審議会としての結論が出て、答申書の細かい修正は会長一任となった場合、11月7日に会長から市長に答申していただく。その後、答申の内容を踏まえて市としての方針を検討し、11月

13日の議会全員協議会において、答申の内容と、三役の給料についてはこのようにしたいと考えているということを報告し、12月議会で議会の議決を得た場合には1月1日から改定ということになる。

会 長) 附帯意見のところに、市民の意見、このくらいが限度であるという言葉を入れた方が良いのかという気はする。ということで全会一致で引き上げという答申をしたいと思うがいかがか。

委 員) 私は据え置きという意見だった。消費者物価指数という客観的なところで話を進めていかなければということは自分もそう思う。ただし、一般企業は会社の利益が上がった場合にそれを社員や株主に還元していくが、今回は市費から支払う中で、市の財政が良くなっているということが分かれば、それに伴って三役の給料や議員の報酬を増やしても良いという方向になると思う。そのようなことから、市の財政がすごく大事だなと思った。それにも関わらず、市の財政が厳しいと書いてあって、一方では、消費者物価指数が上がっているからこちらも上げなければという議論に違和感を感じている。

会 長) 財政が厳しいのは確かであるが、財政力指数自体は他の自治体よりかなり悪いということではないと思うが。

事 務 局) 県内の市の中では下から3番目だったと思う。ただし、0.6というのが1の半分くらいの数字ではないかというように捉えられるのはどうかと。この数字はあくまでも交付税を受けるための数字になるため、必要以上に過大に解釈していただきたくない意味合いで前回交付税の仕組みを説明させていただいた。伊豆の国市は交付税を多く受けるために合併特例債を活用して財源を確保するという手法を取ってきたので、数字が小さくなる傾向があることは事実である。ただし、今後合併特例債が無くなったときに1まで改善されるのかということやそういうことではなく、やはり伊豆の国市は大きな企業があまり多くはないので、安定的な税収という部分では少し厳しい部類に入るということは間違いないというところである。

会 長) 財政的に困っているということは言わなければならない。

委 員) 合併特例債の期限が終わるということやいつも考えるのは、ほかに補助メニューがあるにしても、これからは大きな事業の計画を立てることがかなり厳しくなるということ。つい最近、静岡県でも副知事が財政危機宣言どうこうというような話をされていて、伊豆の国でも突然そういった話が出てくるのではないかという気がしてならない。

委 員) 県内で財政力指数が1を超えている市はどのくらいあるのか。多いのか、少ないのか。

事務局) 資料3に記載してあるが、4市ある。全国レベルで見ると、大都市やその周辺の人口が多い自治体は数字が高くなる傾向にある。また、地域性であるのは、東海地方でも愛知県内はやはり企業の立地面で財政力が豊かなところがある。静岡県も神奈川県と愛知県の間に位置していることから、比較的裕福な自治体が一定程度存在する。ただし、そうは言っても、この資料からも分かるとおり、県内でも1を超えている自治体の方が少ないのが実状である。地方交付税制度というものが、財政的に苦しい自治体だけをカバーするというよりも、税制の中でどうしてもある程度都市部に税が集まってくるものを再配分する仕組みとして成り立っているということで、交付税を受けているイコール財政力が厳しい団体であるというレッテルをピタリと貼ってしまうことは少し危険かなというところはある。

委員) そうだとすると、議員報酬の考え方として、自主財源が多いか少ないかというところはあまり比例しないような気がするが。また、今後、多くの自治体で合併特例債の返済が大きな負担になるということだが、そのような自治体でも報酬を上げている例もあったりするので、その辺りをどのようにして論理的に説明するのか。

委員) 実際のところ、伊豆の国市では財政的に困っていないのか。

事務局) 先ほども言ったとおり、厳しいことは間違いない。

会長) 収入が変わらない一方で、合併特例債は返済していかなければならないので、返済額が増えるとなると使える分は少なくなる。

委員) そうであるならば、本当は出ていく額を見た方が良いのか。自主財源というよりは、出ていく金額を削ることができるところはあるのかという話をして、引き上げた場合に必要となる約200万円もどこかに回した方が良いという話になれば、たぶん引き上げることはやめた方が良いという話になるのであろう。今回の議論がそこまでには至っていない。

委員) 交付税というのはすごく難しくて、足りない分を全て国が出してくれるということではなく、これだけ必要だけど足りない分を出してくれるということなのではないか。

事務局) 標準的な判断の下でというもので、実状として足りている、足りていないということとは別である。

委員) 結局支出の部分が分からないので、入ってくる分に対して支出がどれくらい足りないのかとか、本来回すべきところに回っていないのであれば、今回上げてしまっただけではいけないのだろうが、ある程度交付されるので、それよりは市長の給料を上げた方が良いということであればという議論になるのではないかと、市民の理解ということであれば。

- 会 長) そこまで詰めるということになると、この審議会でする話ではなくなってしまうと思う。議会の特別委員会から出された 1.14 倍で総額 2,000 万円増えるというのは論外として、200 万円程度なら市民の理解も得られるというところではないか。
- 委 員) 上振れの話はしたくないが、今回議員から議長まで 5,000 円、6,000 円 7,000 円と上げると答申しても、前回下げるときに答申で 10,000 円としてそのとおり下げていないのでどうなるか。
- 会 長) それは議会の判断だから言ってもしかたがない。
- 委 員) 市民の意見ということで言うと、議員報酬はもうこの先ずっと上がらない。むしろ 0 円にして、ボランティアでできる人が良いという話になる。この 200 万円が出せるのか出せないのかという議論をすると、おそらくずっと上げられないということ。考え方としてそれで良いのかと思う。
- 会 長) 市の予算が 200 何億円かで、その中で 200 万円くらいならやむを得ないかなという話をした。ただし、現実的に福祉とかに予算が必要だから、実際に使える予算というのはそんなには無い。
- 事 務 局) 現在行っている行政サービスを軽々に縮減することはできないと思っている中で、予算編成が毎年毎年厳しくなっていることは間違いない。
- 会 長) 話が堂々巡りになってしまう。
- 委 員) そのとおりで、上げるとしたらその分働いていただきたいということを書くしかない。
- 委 員) この答申を出して、その対応で議会の資質が問われるということ。
- 会 長) 1.14 という数字を出してきてはいるけど。
- 委 員) 議会から財政面とか市民の声ということが出てきているのであれば、それに対して触れても良いのであろうけど、明らかに数字ありきで迫ってきているので。答申案の中で、静岡県特別職報酬の見直しの方法に初任給の引上率を用いていることは確認できなかったとあるが、確認できなかったということで良いのか。
- 事 務 局) 県では実際に初任給の引上率を用いていないことを確認した。
- 委 員) この審議会の方向性として、次回は構成が変わるのか。
- 事 務 局) その都度の委嘱となることから、変わることもあるし変わらないこともある。あくまでも諮問したものに対する答申となるので、答申をいただければ今回の審議会の役割は終了ということになる。ただし、附帯意見には、今回の審議会ですっきり議論していただいた内容をしっかり残そうという意味合いもある。次回以降、今回の附帯意見に従わなければならないかと言うと必ずしもそうではないが、議論された事実を確認する

ような形にはなるということで御理解いただきたい。

委員) 私は整合性が取れる結論が良いと思うので、やはり物価変動と言うことを考えると、前回よりは経済状況も上がっているわけであるし、その分くらいは上げて良いのではということは維持したい。

会長) それでは、審議会の結論としてはいずれも引き上げ、額については答申書案に記載のあるとおりとしたいがいかがか。

<一同承認>

会長) 事務局に対しては、附帯意見について、今回出た意見を踏まえて修正を求める。

4 その他

- ・事務局から議事録の確認に関する事務連絡

5 閉会